

茨城県報

号外第38号

平成4年3月26日

木 曜 日

目 次

規 則

ページ

●茨城県事務委任規則の一部を改正する規則(人事課) 1

●茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則(経営助成課) 1

規 則

茨城県規則第27号

茨城県事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成4年3月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県事務委任規則の一部を改正する規則

茨城県事務委任規則(昭和40年茨城県規則第16号)の一部を次のように改正する。

別表第2 第3 県税事務所長の部第2項中「第6条」を「第5条」に改め、同部中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、第7項を次のように改める。

6 地方税法(昭和25年法律第226号)に関する次のこと。

- (1) 第103条の規定によるゴルフ場利用税のゴルフ場所在の市町村に対する交付金の交付決定
 - (2) 第144条の2の規定による特別地方消費税の旅館等所在の市町村に対する交付金の交付決定
- 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

茨城県規則第28号

茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成4年3月26日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

茨城県中小企業高度化資金貸付規則(昭和43年茨城県規則第5号)の一部を次のように改正する。

別表45の項利率(年利)の欄中「6.9パーセント(特定地域法第2条第2項に規定する地域においては6.00パーセント)」を「5.85パーセント」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも 1 月）  
休日の場合は線下発行）金 2, 3 0 0 円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 0292 (21) 8 1 1 1 (代)